表５　令和８／９年の主食用米等の需給見通し

今回の政府備蓄米の買戻し（21万玄米トン）を踏まえた需給見通し

			玄米ベース 万トン（玄米）	精米ベース 万トン（精米）	玄米ベース 万トン（玄米）	精米ベース 万トン（精米）
令和８／９年	令和8年6月末民間在庫量	A	243	216	243	216
	令和8年産主食用米等生産量	B	最小値　中央値　最大値 735～745～754	最小値　中央値　最大値 652～663～674	最小値　中央値　最大値 735～745～754	最小値　中央値　最大値 652～663～674
	令和8/9年主食用米等供給量計	C=A+B	978～988～997	867～879～890	978～988～997	867～879～890
	令和8/9年主食用米等需要量	D	693～711	620～630	693～711	620～630
	政府備蓄米の買戻し	E	―	―	21	19
	令和9年6月末民間在庫量	F=C−D−E	267～285～304	237～254～270	246～264～283	218～235～252

注:ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

なお、事前契約による令和８年産備蓄米の政府買入契約数量は21万玄米トンとなりました。これは、上記の令和８年産主食用米等生産量には含まれていません。

上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、第４の２のＳＢＳ方式や枠外の民間輸入（令和７年度：約11万実トン）による輸入米は含まれません。

上記の需給の見通しについては、今後の生産量や需要量の変動の把握に努め、必要に応じて柔軟に見直していきます。

第３　米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

１　（略）

２　令和８／９年の備蓄運営

令和８年産米の備蓄米としての買入契約数量は、21万玄米トンとなりました。

政府備蓄米の売渡し（全体で59万玄米トン）に係る備蓄水準の回復は、供給不足になる状況を避けつつ、適正水準に向けて着実に回復を図る観点から、令和９／10年以降も含め、今後、計画的に実施します。急激な需給変動を避けるとともに、政府備蓄米の年産構成の適正化を図る観点も踏まえ、令和７年産米21万玄米トン（昨年度買入れを中止した数量に相当）の買戻しを進めるとともに、引き続き、今後の需給状況等を見定めた上で対応します。また、今後順次、第３の１⑴②の備蓄期間が経過している備蓄米（令和２年産米）を飼料用等の非主食用に販売します。

こうした状況を踏まえつつ、着実な備蓄水準の回復に向け、今後の備蓄運営を適正かつ効率的に行います。

第４　（略）

表５　令和８／９年の主食用米等の需給見通し

作付意向調査（令和8年6月末時点）を踏まえた見通し

			玄米ベース 万トン（玄米）	精米ベース 万トン（精米）	玄米ベース 万トン（玄米）	精米ベース 万トン（精米）
令和８／９年	令和8年6月末民間在庫量	A	243	216	243	216
	令和8年産主食用米等生産量	B	711	630～635	732	648～654
	令和8/9年主食用米等供給量計	C=A+B	954	846～851	974	861～870
	令和8/9年主食用米等需要量	D	693～711	620～630	693～711	620～630
	令和9年6月末民間在庫量	E=C−D	242～260	215～231	263～281	234～250

注:ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

なお、事前契約による令和８年産備蓄米の政府買入契約数量は21万玄米トンとなりました。これは、上記の令和８年産主食用米等生産量には含まれていません。

政府備蓄米の売渡し（全体で59万トン）に係る買戻し及び買入れは、供給不足が生じる見込みが低い環境下で行うことが必要であることから、令和８年産米の作柄を含め、今後の需給状況等を見定めた上で、時期・数量を判断します。その上で、後述の第３の１⑴②の備蓄期間が経過している備蓄米（令和２年産米）の販売に向けて準備します。

上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、第４の２のＳＢＳ方式や枠外の民間輸入（令和７年度：約11万実トン）による輸入米は含まれません。

上記の需給の見通しについては、今後の生産量や需要量の変動の把握に努め、必要に応じて柔軟に見直していきます。

第３　米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

１　（略）

２　令和８／９年の備蓄運営

令和８年産米の備蓄米としての買入契約数量は、21万トンとなりました。

政府備蓄米の売渡し（全体で59万トン）に係る買戻し及び買入れは、供給不足が生じる見込みが低い環境下で行うことが必要であることから、令和８年産米の作柄を含め、今後の需給状況等を見定めた上で、時期・数量を判断します。その上で、第３の１⑴②の備蓄期間が経過している備蓄米（令和２年産米）の販売に向けて準備します。

こうした状況を踏まえつつ、着実な備蓄水準の回復に向け、今後の備蓄運営を適正かつ効率的に行います。

第４　（略）